

「中小企業脱炭素化取組宣言事業」委託業務説明書

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 委託業務名

「中小企業脱炭素化取組宣言事業」

2 業務目的

横浜市では、「横浜市脱炭素化社会の形成の推進に関する条例」を踏まえ、新たな2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成や、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進している。

本事業では、大企業と比べ相対的に脱炭素の取組が遅れている市内中小企業の脱炭素化の行動変容を促すために、「中小企業脱炭素化取組宣言」のブランディングを実施し、脱炭素化の意義や宣言制度の周知、取組の推進を目的とする。

3 履行場所

主に横浜市内とする。

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

なお、委託者が指定する成果物（ロゴ、宣言書デザイン等）に関しては、7月以前の委託者が指定する時期を目途に作成するものとする。

5 業務内容

(1) 事業名称等の提案

本事業を多くの市民、企業に広く認知させるために、「中小企業脱炭素化取組宣言」の名称や愛称（略称）等について、効果的と考えられる提案を行うこと。

(2) ブランドコンセプト・プロモーション計画の作成

本制度を伝えるためのブランドコンセプトを提案し、コンセプトに基づくプロモーション計画を作成するとともに、それぞれのツールの使い方を分かりやすく示したガイドラインを策定すること。

(3) ブランディングツールの作成、プロモーションの実施

(2)で提案するコンセプトに基づき、本事業のロゴや宣言書デザイン（サイズ：A4、形式：jpg、PDF、AI 各種）等を作成するとともに、計画に沿ったプロモーションに必要なツールを作成し、プロモーションを実施すること。また、「6 本事業の目標」に達する宣言者数につながりやすいような魅力的なブランディングツールを作成すること。

(4) プロモーション等に関する監修

本事業に関する刊行物等が(2)で策定するガイドラインに沿っているかを確認し、監修及び助言を行うこと。

6 本事業の目標

本事業の目標は、令和7年3月31日までに中小企業脱炭素化取組宣言を4,000の事業者が行うことである。受託者は目標達成のため、魅力的なプロモーションやブランディングツールを作成しなければならない。ただし、目標の達成の可否は、本事業の履行の評価には連動しない。

7 成果物

(1) 提出物

- ・ 報告書（紙に印刷し、簡易製本等したもの）… 1式
- ・ 報告書（pdf等の電子データをDVDディスク等に記録したもの）… 1式
- ・ その他業務関連資料（電子データ及び紙データ）… 1式

(2) 記載事項

報告書には、必要事項を委託者と協議のうえ、事業実績等をまとめること。

(3) その他

上記のほか、横浜市が必要と認める場合には、運營業務の状況報告等の求めに応じること。

※なお、委託者が指定する成果物（ロゴ、宣言書デザイン等）に関しては、7月以前の委託者が指定する時期を目途に作成するものとする。

8 条件・その他の仕様など

(1) 参考見積書の内訳

業務価格を上限500万円（税込）として作成すること。事業費等の金額の内訳は、提案する事業内容によるものとする。

ただし、本事業は、横浜市の令和6年度一般会計予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする。

(2) その他の仕様

ア 定例ミーティングの実施

(ア) 履行期間中、横浜市と受託者の定例ミーティングを月1回程度開催することとし、受託者は委託者と調整の上、議題の整理、日程調整、会場確保（オンラインを含む）、資料準備等の会議運営事務及び議事録の作成等を行うこと。

(イ) 議題に応じて、連携・協業先等の参加が必要な場合は、受託者が参加者の調整を行うこと。

(ウ) 定例ミーティングの際に、受託者は、業務報告書（目標に対する進捗状況の報告、履行結果に対する分析、今後の対応等をA4版1～2枚程度で作成）を委託者へ提出すること。

(エ) 定例ミーティングのほかに、本事業の進行に関して、受託者と委託者でミーティングが必要な場合には随時開催する。

9 守秘義務及び個人情報の保護等

- (1) 受託者は、業務実施上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって自ら利用または他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、次の点を遵守する。
 - ア 横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、電子計算機等処理による情報の取り扱いについては、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守する。
 - イ 委託者より提供される「個人情報保護研修」資料に基づき、関係者の研修を実施する。
- (3) 受託者は、公共事業の受託者として、特定の事業者・団体等に偏ることなく、中立・公正な立場から本業務の履行にあたること。
- (4) 受託者は、本業務の履行に当たり、不当に、第三者より利益の供与を受け、又は利益の供与を求めてはならない。また、受託者は、第三者に対し、不当に、利益・便宜を供与してはならない。

10 知的財産権の取扱い等

- (1) 本事業の成果物（7の成果物）、本事業によって得られた情報や作成物（本事業の実施に伴いウェブサイトやSNSに掲載したコンテンツを含む）に係る知的財産権（著作権法 27 条及び 28 条に定める権利を含む。）は横浜市に帰属するものとし、受託者は横浜市に対して著作権者人格権を行使しないこととする。ただし、15のウェブサイト等に掲載したコンテンツに関して、受託者の既存のウェブサイト等に掲載したコンテンツについては、横浜市及び受託者の両者に帰属するものとする。
- (3) 著作権者が受託者以外の第三者である場合は、今後委託者及び受託者に対して著作権者人格権が行使されないよう措置すること。
- (2) 受託者は、本事業の委託費を財産の取得にあたる経費に用いてはならない。

11 実施体制

- (1) 受託者は、契約締結後 15 日以内に本事業の実施体制及びスケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。あわせて、本事業に従事する者の構成（責任者を明記）及び勤務形態等を記した名簿を提出すること。
- (2) 実施にあたっては、ブランディングやプロモーションの実績や知見、ノウハウを有する人材を配置すること。

12 損害賠償

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

13 委託料の支払い

委託料は、受託者が成果物、業務報告書及び委託完了届出書を提出後、委託者が検査確認した後支払うものとする。

14 契約時の仕様書の確定

契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、委託者と受託者との間で協議を行い、詳細に仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。

15 ウェブサイトの作成

ウェブサイトを作成する場合は、以下のとおりとすること。

- (1) 新たにウェブサイトを作成する場合で、横浜市のサブドメインの使用を希望する場合は、ウェブサイト作成の90日前までに横浜市に申し出ること。横浜市がサブドメインの取得に必要な申請を行う場合には、横浜市からの連絡を受けて、所定の申請書の記載、情報提供等について速やかに対応すること。
- (2) 新たなウェブサイト作成にあたっては、HTTPS化による通信の暗号化を実施する等サイバーセキュリティに十分な対策を講じること。ただし、既存のウェブサイト等を利用する場合も、サイバーセキュリティに十分な対策を講じること。

16 その他

- (1) 当該業務は、横浜市契約規則、「中小企業脱炭素化取組宣言事業」契約によるほか、当該契約書中の仕様書に基づき実施すること。
- (2) 委託業務における資料・根拠等はすべて明確にしておかねばならない。
- (3) 受託者は、常に横浜市と密接な連携を図り、横浜市の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (4) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、及び業務上重要な事項の選定については、あらかじめ横浜市と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。
- (5) 当該契約書中の仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、委託者と協議して定めること。
- (6) 全ての関係書類は、本業務終了後、5年間保存すること。また、本業務終了後5年以内に、本市・他の行政機関等が行う会計検査等の実施があった際には証拠書類の提出や調査に協力すること。
- (7) 本事業の一部を契約者以外の第三者に委託する場合には、書面により委託者の承諾を得ること。
- (8) 受託者が交代することとなった場合は、円滑な引き継ぎに協力すること。